

第3回OBD検査システム・検査用スキャンツール技術連絡会（結果概要）

日 時：令和6年10月17日

場 所：（独）自動車技術総合機構OBD情報・技術センター

参加者：別添のとおり

1. 検査用スキャンツール型式認定関係

従来の実施要領とは別に、検査用スキャンツールに係る型式試験等実施要領を新たに定めるべく、次回の技術連絡会において最終案をとりまとめることとなった。

また、実施要領に関連し、以下の（1）～（2）までの点について大筋合意。

（1）緊急で改善措置を要する場合の取扱い

- 緊急でスキャンツールのアップデートを要する場合には、ツールメーカーの責任のもと、当該スキャンツールを認定機としたままアップデートする特例措置を実施すること。
- 特例措置を実施する場合であっても、緊急性の判断を行う上で必要であることから、ツールメーカーは改善措置の届出を必ず提出すること。
- 改善措置の届出と並行して、構造等変更に伴う試験の要否を機工協に相談できるものとする。
- ツールメーカーの責任は、この届出を行った時点から発生すること。

（2）サポート終了の周知

- ツールメーカーは、型式認定を受けた検査用スキャンツールのサポートを終了する場合には、「原則として」その2年前からユーザーへの周知を行うこと。
- 当該周知の方法は、基本的にツールメーカーに委ねること。
- サポート終了時は、機工協が公表している「検査用スキャンツール型式一覧表」にその旨を記載すること。
- 併せて、実施要領にサポート終了時の周知についての決定事項を盛り込むこと。

2. 特定DTC照会アプリのバージョンアップの周知

- 機構が特定DTC照会アプリのバージョンアップを行う際、アップデート情報をツールメーカーに事前に提供することについてルール化する。

3. 秘密保持契約の要否

- これまでも機工協とツールメーカーとの間で秘密保持契約までは行っていないことから、新たに契約を結ぶことは不要とし、今後必要に応じて検討を行う。